

労政ちば

2022 Summer
No.583

CONTENTS

- 01 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン
ー熱中症予防対策の徹底を図ろうー
- 02 業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、
労災保険給付の対象となります
- 03 令和4年度業務改善助成金（通常コース）のご案内
～千葉県最低賃金の改正に合わせて活用できます～
- 04 働き方改革の実現に向けた支援（助成金など）のご案内
- 05 愛称：Job tag（じょぶたぐ）！
職業を見える化。厚生労働省が提供する労働市場のインフラ：職業情報提供サイト
（日本版O-NET）がさらに使いやすく頼れるサイトになりました。
- 06 労働保険料の申告・納付はお早めに
- 07 千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！
- 08 労働者の皆様へ 職場での労働条件をめぐるトラブル、ぜひご相談ください
- 09 ちば企業人スキルアップセミナー／精神障害者等職場内サポーター養成研修
- 10 「生産性向上人材育成支援センター」のご案内／各種訓練のご案内（7月開催予定コース）
- 11 シルバー人材センターのご案内
- 12 シルバー人材センターをQ & Aでもっとお知らせ
- 13 ・県内中小企業対象「リクルーター養成ゼミ」受講生募集のご案内
・ちば地域若者サポートステーション「我が子の就労に悩む保護者のための
相談会」のご案内
- 14 職場のいろいろな相談ありませんか？
「ジョブカフェちば」があなたを応援します！
- 15 企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ
デジタル分野などの社員教育に人材開発支援助成金をご活用ください
国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

ご意見・ご感想は下記まで

千葉県商工労働部雇用労働課企画調整班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話：043-223-2767

バックナンバーは千葉県ホームページへ



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

熱中症予防対策の徹底を図ろう

職場における熱中症により、毎年約 **20 人** が亡くなり、約 **600 人** が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7～8月）



□ WBGT 値の把握

STEP 1

JIS 規格に適合した WBGT 指数計で WBGT 値を測りましょう。

WBGT 値	注 意 25℃未満	警 戒 25℃～28℃	嚴重警戒 28℃～31℃	危 険 31℃以上
--------	--------------	----------------	-----------------	--------------

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した WBGT 値に応じた対策を取りましょう。

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WBGT 値を確認し、巡視などにより、熱中症予防対策が実施されているか確認しましょう。

詳細は職場における熱中症予防情報をご確認ください。

職場における熱中症予防情報



重点取組期間（7月1日～8月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT 値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しまししょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましよう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましよう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しまししょう。

【お問い合わせ先】

千葉労働局 労働基準部 健康安全課

電話：043-221-4312

業務によって新型コロナウイルスに感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- **感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合**
 - ※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - ※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象
- 症状が持続し（罹患後症状があり）、療養等が必要と認められる場合も保険給付の対象

詳しくは厚生労働省 HP の Q&A（項目「5 労災補償」）をご覧ください



労災保険の種類

業務に起因して感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート等の雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

また、**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

- 療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。
- 給付日：休業4日目から
 - 給付額：休業1日あたり給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
- * 原則として「給付基礎日額」は発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

【お問い合わせ先】	電話番号		
千葉労働基準監督署	043-308-0673	船橋労働基準監督署	047-431-0183
柏労働基準監督署	04-7163-0248	銚子労働基準監督署	0479-22-8100
木更津労働基準監督署	0438-80-2831	茂原労働基準監督署	0475-22-4551
成田労働基準監督署	0476-22-5666	東金労働基準監督署	0475-52-4358

令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内

～千葉県最低賃金の改正に合わせて活用できます～

令和4年度の千葉県最低賃金及び特定最低賃金の改正金額及び改正日は現時点では未定ですが、改正されれば、必ず同最低賃金額以上となるよう賃金を引き上げなければなりません。中小企業・小規模事業者で生産性向上のための設備投資等を行う意向がある場合には、千葉県最低賃金等の改正に合わせて**事業場内最低賃金を引き上げることで、設備投資等に要した費用の一部について助成を受けることができます。**

※ 千葉県最低賃金等の改正に合わせて活用する場合、これらの改正日までに、申請した後、賃金を引き上げている必要があります。

助成金の概要（千葉版）

業務改善助成金は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資等にかかった費用の一部を助成します。



コース（例）	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 (1) 事業場内最低賃金と千葉県最低賃金の差額が30円以内 (2) 事業場規模100人以下	3/4 (75%) 生産性要件を満たした場合は 4/5 (80%) (※2)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上 (※1)	120万円		

※ 30円コースのほか、45円、60円、90円のコースがあります。

(※1) 10人以上の上限額区分は、売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者の事業場が対象となります。

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 申請期限は**令和5年1月31日**です。予算の範囲内で交付するため、募集を**早期に終了する場合があります。**
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

詳しくは厚生労働省 HP をご覧ください

業務改善助成金

で検索！



R4.5.25
千葉労働局労働基準部賃金室 作成

【お問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター
フリーダイヤル：0120-366-440

【申請先】

千葉労働局 雇用環境・均等室 企画部門
電話：043-306-1860

働き方改革の実現に向けた支援（助成金など）のご案内

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、以下の支援等を行います。

▲働き方改革推進支援助成金による支援

●労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>



●勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度（勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、2019年4月から、制度の導入が努力義務化）の導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891.html>



●労働時間適正管理推進コース

生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150891_00001.html



●団体推進コース

事業主団体などが、その傘下の事業主の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に、その事業主団体等に対して助成するもの

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200273.html>



▲「千葉働き方改革推進支援センター」における窓口相談、個別訪問支援、セミナー等きめ細かな支援

（千葉労働局委託事業（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業））

「千葉働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の内容にとどまらず、改正された育児・介護休業法（男性の育児休業取得促進）、仕事と育児や介護の両立支援、治療と仕事との両立（不妊治療、がん、脳疾患等）、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、副業・兼業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

ご都合に合わせた相談方法が選べる!

相談方法

- 1 企業訪問
- 2 電話・メール
- 3 センター来所

オンラインでの相談にも対応可能

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日9:00~18:00

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7F

MAIL hk12@mb.langate.co.jp FAX 043-301-5835

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/>



相談・セミナー詳細情報は、
ホームページをご覧ください。

働き方改革 千葉

検索

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室

電話：043-306-1860 FAX：043-224-7675

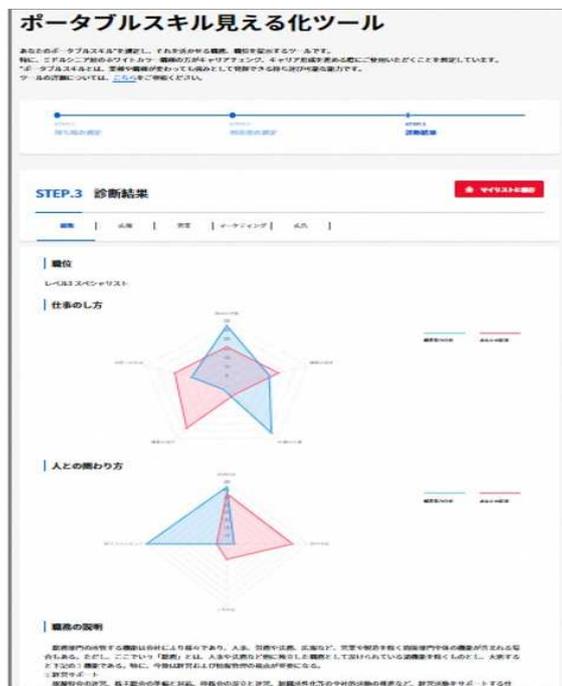
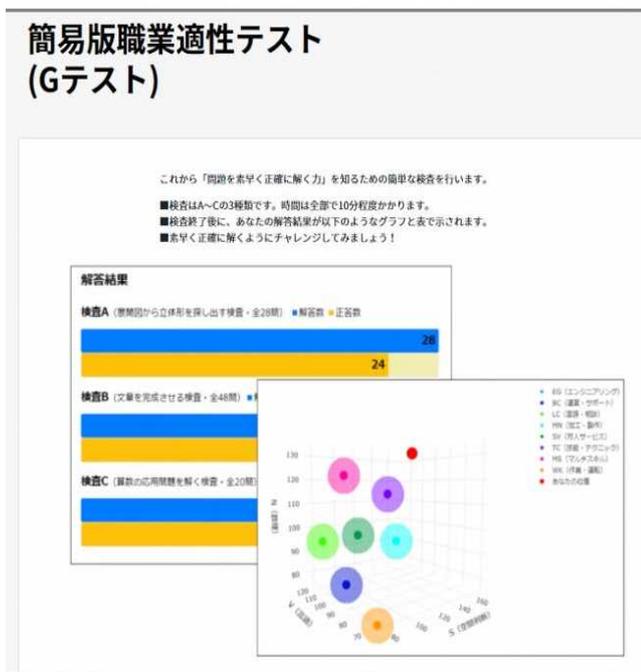
愛称：j o b t a g（じょぶたぐ）！
 職業が見える化。厚生労働省が提供する労働市場の
 インフラ：職業情報提供サイト（日本版O-N E T）が
 さらに使いやすく頼れるサイトになりました。

2020年3月19日にスタートした「職業情報提供サイト（日本版O-N E T）」に「j o b t a g（じょぶたぐ）」の愛称がついてリニューアルオープンしました。タグの語源である羊のもつれ毛から発想されたキャラクター「タグしつじ」も新登場！

新しく実装された「簡易版職業適性テスト（Gテスト）」では
 3種類の検査の結果として表示される能力面の特徴から
 適職を探索することができます。

さらに「ポータブルスキル見える化ツール」ではポータブルスキル※
 から、それを活かせる職務・職位を探索できます。

※（業種や職種が変わっても強みとして発揮できる持ち運び可能な能力）



▲簡易版職業適性テスト結果画面イメージ

▲ポータブルスキル見える化ツール診断結果

【お問い合わせ先】
 千葉労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 電話：043-221-4081

労働保険料の申告・納付はお早めに

期間は令和4年6月1日（水）から令和4年7月11日（月）まで

事業主のみなさまへ

年度更新の手続きは、令和3年度の概算保険料を精算する「確定申告」と令和4年度の見込み保険料（概算保険料）を申告するものです。

申告・納付は、労働局労働保険徴収課または最寄りの金融機関を通じてお早めに手続きを行ってください。

年度更新申告書の書き方のお問い合わせは、コールセンターが便利です。

☎ **0120-165-180**

*令和4年5月30日（月）～7月22日（金） 9時～17時（土日祝日を除く）

なお、保険料の申告には電子申請を、納付には口座振替をご利用頂くと便利です。

安心して働きたい!

令和4年度

申告と納付はお早めに

労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)

6/1(水)~7/11(月)

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働保険徴収課（〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎）

電話：043-221-4317 FAX：043-221-4406

千葉県内中小企業の働き方改革を応援します！

「働き方改革」「テレワーク」のお悩みはございませんか？

千葉県では、働き方改革の推進やテレワーク導入に取り組む中小企業等を支援するため、希望する企業等に各分野の専門家を派遣しています。

働き方改革・テレワークの導入にお悩みを持つ県内中小企業等の皆様は、ぜひ御活用ください！

■ 募集期間：令和4年12月末まで

※募集期間中でも、予定社数に達し次第、受付を終了します。

■ 支援対象：県内に事業所を有する中小企業者等

■ 支援内容：

1.働き方改革アドバイザー派遣

働き方改革関連法への対応や職場環境に関する課題解決へのアドバイス等、企業のニーズに合わせた支援を行います。

※「働き方改革アドバイザー」は社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等、経営支援の専門家です。

・派遣回数：1社あたり原則5回まで

2.テレワーク導入支援

新規にテレワーク導入を希望する中小企業等を対象に専門家を派遣し、テレワークの社内試行を支援します。

※導入済みであっても、運用に課題があり、活用されていない場合も対象とします。

・派遣回数：テレワークの専門家3回・労務管理の専門家2回、計5回まで

・テレワークの社内試行に必要な機器等の貸出

■ 支援企業数：働き方改革アドバイザー派遣：15社程度

テレワーク導入支援：10社程度

※両支援の併用はできません。

■ 利用料金：無料

■ オンライン相談：相談内容やインターネット環境などの状況に応じて、派遣に代えて、オンラインによる相談・支援を行うことも可能です。

■ 申込方法：下記 URL にあるリーフレットを御参照の上、ちばの「新しい働き方」推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）へお申込みください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/worklifebalance/hatarakikata/r4hatarakikata.html>

千葉県 令和4年度働き方改革

検索



【お問い合わせ先】

ちばの「新しい働き方」推進事業事務局（委託事業者：株式会社パソナ）

電話：043-238-9865 Mail：chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

労働者の皆様へ

職場での労働条件をめぐるトラブル、ぜひご相談ください

職場において、働く方(労働者)と事業主(使用者)との間で、賃金、解雇、配置転換など、労働条件をめぐるトラブルが生じ、当事者間で解決できない場合に、労働委員会では解決をお手伝いする「**個別的労使紛争のあっせん**」を行っています。

相談例



- ・突然、会社から解雇を言い渡され、困っている。
- ・長年パートタイマーとして働いてきたのに、突然もう来なくてよいと言われた。
- ・会社から執拗な退職勧奨を受け、精神的苦痛を感じる。

このようなトラブルを、あっせん員が労使双方の事情や主張を聴きながら、折り合えるところを見出し、解決に繋げていきます。

あっせんの特徴

- 1 **簡易**…裁判などに比べて申請の際に必要な書類が少なく、開催回数は原則1回です。
- 2 **迅速**…裁判などに比べて短期間で解決できます。
- 3 **無料**…手続きにかかる費用はいただきません。
- 4 労働者、使用者どちらからでも申請できます。
- 5 あっせん員3名が一組となって、公正・中立な立場で対応します。

Q & A

- Q あっせんの成立は法律的にどのような効果があるのですか。
- A あっせん案に合意すれば、お互いがその間に存在する争いをやめることを約束する契約が結ばれたこととなります(民法695条(和解))。当事者はその契約に従う義務が生じます(ただし、強制執行はできません)。
- Q 解決までにどれくらい時間がかかりますか？
- A 申請から終了まで、1か月程度を目安としています。

【お問い合わせ先】

所属：千葉県 労働委員会事務局 審査調整課 (千葉県庁南庁舎7階)

電話：043-223-3735 FAX：043-201-0606

ちば企業人スキルアップセミナー

ちばテク（千葉県立高等技術専門校）では、職業に必要な技能や知識を習得しようとする方を対象に、能力向上などを短期間で目指す「ちば企業人スキルアップセミナー」を開催しています。

経験豊富な講師の指導を 3,000～6,000 円(コースによっては別途テキスト代)の費用で受講できます。

7・8月にお申込みいただけるセミナーは下記のとおりです。皆様のお申し込みをお待ちしております。

コース名	実施日程	募集期間	定員	実施校
ブロック積みの初歩	8/6(土)・7(日)	6/6(月)～7/6(水)	6	東金
SolidWorks の基礎（操作編）	8/23(火)・24(水)	6/23(木)～7/22(金)	5	我孫子
造園のための Jw_cad 基礎	9/15(木)・16(金)	7/15(金)～8/15(月)	6	我孫子
機械製図の基礎知識	9/28(水)・29(木)・30(金)	7/28(木)～8/26(金)	5	船橋
第二種電気工事士(下期)筆記試験対策	10/2(日)・9(日)・16(日)・23(日)	8/2(火)～9/2(金)	12	船橋
第二種電気工事士(下期)筆記試験対策	10/4(火)・11(火)・18(火)・25(火)	8/4(木)～9/2(金)	10	市原
技能検定 2 級建築大工受検対策(実技)	10/15(土)・11/12(土)・12/10(土)	8/15(月)～9/15(木)	4	東金
SolidWorks の基礎（操作編）	10/18(火)・19(水)	8/18(木)～9/16(金)	5	我孫子

※申込み方法や費用等については、下記 URL をご参照ください。

【お問い合わせ先】

千葉県 商工労働部 産業人材課 職業能力開発班

電話：043-223-2754

URL：<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanjin/kunren/skillup/>



2022 年度より、
電子申請申込みが
追加されました。

精神障害者等職場内サポーター養成研修

障害についての理解を深め、職場内のコミュニケーションをスムーズに！

近年、精神障害者保健福祉手帳をもつ人の就職件数は、全国的に高い伸び率で増加しています。精神障害や発達障害は、「目に見えない障害」と形容されることもあり、一緒に働く上でどのような点に配慮すればよいのか、周囲の人には分かりにくい傾向があります。

千葉県では、精神障害等がある人を雇用している（雇用を検討している）企業等の皆さまが、障害特性や必要な配慮、企業をサポートする支援機関などについて学ぶとともに、共に働く上で必要なサポートをしていただく職場内サポーターを養成するための研修を実施しています。

【研修内容】1 日目：障害者雇用の基礎知識、支援機関の活用法等の講義

2 日目：県精神科医療センター主任看護師による講義、当事者からの発信、グループワーク

【開催日程】2 日間（金曜日午後、土曜日）

年 6 回（6 月、8 月、9 月、10 月、11 月、3 月）開催予定

※9 月及び 3 月は、既参加者を対象とした 1 日目のみのフォローアップ研修

【会 場】千葉市内又は船橋市内

【参加費用】無料

<詳細>



【お問い合わせ先】

千葉障害者就業支援キャリアセンター

電話：043-204-2385 FAX：043-246-7911 ※障害者雇用に関する相談も随時受け付けています

「生産性向上人材育成支援センター」のご案内

ポリテクセンター千葉に設置している「生産性向上人材育成支援センター」では、企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プラン」の提案、職業訓練の実施までを一貫してご提供しております。

さらに、令和4年度から「DX人材育成」に重点的に取り組むため、当センター内に「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を新たに設置し、実施している職業訓練に「DX対応コース」をご用意する等、中小企業・事業主団体等の“DX人材の育成”を支援しています。

各種訓練のご案内（7月開催予定コース）

中小企業・事業主団体等の課題解決のため、従業員の方向けに知識やスキルを習得する短期間の各種訓練を行っております。以下に7月開催予定のコース（一部）をご案内しますので、是非ご利用下さい。なお、詳細は当センターのホームページをご覧ください。パンフレットをご希望の方は下記までお問合せ下さい。

また、企業等のご要望にお応えするオーダーメイドコースも実施可能ですので、お気軽にご相談ください。

【能力開発セミナー（在職者訓練）】

機械、電気・電子、建築・設備等の「ものづくり」に関連した技術セミナーです。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
半自動アーク溶接技能クリニック	7/7(木),8(金)	10	¥12,000
フライス盤加工応用技術	7/20(水),21(木),22(金)	8	¥16,000
被覆アーク溶接技能クリニック	7/21(木),22(金)	10	¥10,500
実践建築設計 2次元CAD技術【AutoCAD 2021】	7/23(土),24(日)	10	¥8,000

【生産性向上支援訓練】

生産管理、組織マネジメント、マーケティング等、生産性の向上に効果的な訓練です。

コース名	日程	定員	受講料 (税込)
品質管理基本	7/5(火)	10	¥3,300
品質管理実践	7/12(火)	10	¥3,300
ビジネスとSDGs（持続可能な開発目標）の融合	7/21(木)	10	¥3,300
作業手順の作成によるノウハウの継承	7/28(木)	10	¥3,300

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部 千葉職業能力開発促進センター（ポリテクセンター千葉）

〒263-0004 千葉市稲毛区六方町 274 番地

◆訓練第二課（能力開発セミナーに関すること） 電話：043-422-4622 FAX:043-304-2132

◆生産性センター業務課（生産性向上支援訓練に関すること） 電話：043-422-4631 FAX:043-422-4768

URL: <https://www3.jeed.go.jp/chiba/poly/>

シルバー人材センターのご案内



■ **シルバー人材センターは**
地元で、自分らしく働きたいあなたに
仕事を提供する「こころ強い味方」です。

- 会員に安全な仕事を提供する、法律にもとづいた公益法人です。
- 会員が運営に参加する団体です。ボランティア活動やサークル活動も会員が企画・運営しています。
- シニアパワーで地域社会を支える使命をにない、千葉県内 48 市町村でシルバー人材センターが活動中です。

■ 会員になるには

まずは、**地元のシルバー人材センターへのアクセスから始まります。**

60 歳以上の健康で、シルバー人材センターで働く意欲のある人なら、どなたでも会員になれます。お住まいの市町村のシルバー人材センターに問い合わせ、入会申し込み手続きをしてください。理事会などの承認を経て会員登録が完了します。その際、所定の会費を納めていただきます。



※この4コマ漫画はシルバー人材センター入会のイメージです。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp

シルバー人材センターを Q&A でもっとお知らせ

Q 千葉県のシルバー人材センター会員は？

A 千葉県には、48 市町村にシルバー人材センターが設置されています。
会員数は合計 21,836 人で、男・女の内わけは男性 16,249 人・女性 5,587 人です。
会員の平均年齢は 74.6 歳で、男性 74.8 歳・女性 73.9 歳です。
令和 3 年度に入会した新入会員の平均年齢は 71.1 歳（男性 71.2 歳・女性 70.9 歳）です。
入会した動機は、健康を維持したい、副収入が欲しい、働きたい、社会参加をしたいが上位となっています。 ※データ：令和 4 年 3 月末現在

Q シルバー人材センターのおもな仕事は？

A シルバー人材センターは、地域社会に貢献する使命をにない、環境美化の仕事（除草・清掃）などに取り組んでいます。また、多くのセンターが公共施設（公民館・駐輪場など）の受付を行っています。センター事務局は、地域の人手不足分野や現役世代の活躍を支える仕事を、シニアが無理なく働く工夫をして会員に提供しています。

Q 60 歳未満の人は会員になれないの？

A 入会資格は原則として 60 歳からです。入会する年度内に 60 歳を迎える方なら入会できます。

Q 住んでいる市町村のシルバー人材センターにしか入会できないの？

A お住まいの市町村以外のシルバー人材センターに入会することはできません。
シルバー人材センターは国や市町村から支援を受ける公共的・公益的な団体で、地域住民や地域社会に貢献する使命があるからです。

Q 働く曜日や時間を選べるの？

A シルバー人材センターではひとつの仕事を複数の会員で分かち合う就業方式をとっていますので、ご自分の都合にあった働き方をさがせます。

Q 月にどれくらい収入を得られるの？

A 一定した収入（配分金）の保障はありませんが、シニアに向けた月に 10 日程度、週に 20 時間以内の無理のない働き方で、会員の月平均収入は 3 万円から 5 万円程度です。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112 FAX：043-227-5197 Mail：chibaren@sjc.ne.jp



県内中小企業対象

「リクルーター養成ゼミ」受講生募集のご案内

商工会議所連合会と千葉県で行っている「採用力向上サポートプロジェクト」では、アクティブラーニング形式で実施されるビジネススクール「リクルーター養成ゼミ」を実施します。採用活動が初めての方も、新たなやり方を検討中の方も、ぜひご参加ください。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	12月	7日目
柏クラス	7/20(水)	8/23(火)	9/13(火)	10/14(金)	11/4(金)	11/22(火)	企業の魅力	1/17(火)
千葉クラス	7/22(金)	8/18(木)	9/16(金)	10/13(木)	11/2(水)	11/24(木)	発表会	1/11(水)

HPに詳しいカリキュラムが掲載されています。

<https://chiba-saiyoryoku.jp/about/#about-contents>

講師 (株)トリムタブ代表取締役 岸守明彦氏

(株)リクルートで人材ビジネス部門の法務・広告審査・営業・企画等の業務に従事。大阪府の「JOB カフェ OSAKA」の立ち上げから運営・サービス設計を担当。その後独立し、大学でのキャリア教育、就業支援施設での各種セミナー、企業向け採用・人事コンサルティング&各種研修を実施。平成28年(2016)度より本セミナーを担当。

◆柏クラス : 柏商工会議所 柏市東上町7-18

◆千葉クラス : 千葉商工会議所 千葉中央ツインビル2号館14階ホール
千葉市中央区中央2-5-1

◆時間 : 各日9:30~16:30



◇ 申し込み URL もしくは QR コードからからお申込みください。 <http://bit.ly/3LFPN72>

◇ 締め切り 7月19日(火) ◇ 参加費 無料

【お問い合わせ先】 千葉県商工会議所連合会 中小企業人材採用サポートグループ

千葉県採用力向上サポートプロジェクトホームページ <https://chiba-saiyoryoku.jp>

電話 : 043-222-8170 Mail : chiba-10@cfcci.or.jp

ちば地域若者サポートステーション

「我が子の就労に悩む保護者のための相談会」のご案内

ちば地域若者サポートステーションでは、お子様の就労に悩む保護者のための相談会を実施しています。サポートステーションの支援内容や個別相談も実施しておりますので、お気軽にご相談ください。

ちば仕事プラザ (千葉市美浜区幕張西 4-1-10)	
日程	7/8(金)、9/9(金)、10/14(金)、11/11(金)、12/9(金)、1/13(金)、2/10(金)、3/10(金)
時間	13:00~16:00 (完全予約制、下記の連絡先へお問い合わせください)
出張相談会 (ハローワーク千葉駅前プラザ内、八千代市役所内、四街道市役所内)	
日程・時間	下記の連絡先へお問い合わせください

【お問い合わせ先】

ちば地域若者サポートステーション

ホームページ <https://chibasapo.jp/>

電話 : 043-351-5531 (火~土・9:00~16:00)

Mail : contact@chibasapo.com

就職のいろいろな相談ありませんか？ 「ジョブカフェちば」があなたを応援します！

「ジョブカフェちば」は、概ね30歳代までの方を対象に、就職や進路をサポートする目的で千葉県が設置した施設です。全てのサービスが無料でご利用いただけます。

サービス1 キャリアカウンセラーが親身に個別にサポートします！

○対面の個別相談サービス

・個別相談(要予約・40分)

やりたい仕事が見つからない、面接が通過しない、自分で作成した履歴書などのアドバイスが欲しいなどのさまざまな相談をお受けします。

・当日受付の個別相談(予約不要・20分)

急ぎの場合、気軽に相談や質問したい方への相談サービスです。

○オンラインサービス(要予約・40分)

WEBによる就職相談や面接練習を行っております。

○職業興味検査(10分)と解説(40分)(要予約)

「自分は何をしたいのだろうか?」「どんな仕事に興味があるのだろうか?」仕事の方向性を考えた方、受検してみませんか? 受検後、カウンセラーが診断結果の解説を行いながら、仕事の方向性について手掛かりを一緒に見つけます。

サービス2 就職に役立つセミナーに参加しよう!(対面型・オンライン型)

○各種セミナー(要予約)

◇就活初心者向けセミナー ◇自己分析系セミナー ◇応募書類型セミナー ◇面接対策型セミナー ◇学生限定セミナー ◇労働法等の基本を学ぶセミナー ◇30代から40代前半向けセミナー ◇連続タイプのセミナーなどたくさんのセミナーを用意しています。

○配信セミナー就活ナビ

これから就職活動を始める方にも就職活動中の方にも役立つセミナーを配信しています。

サービス3 企業と交流できるイベントに参加しよう!(対面型・オンライン型:要予約)

○企業説明会

若年求職者と企業とがざっくばらんに交流し、企業の概要・仕事内容などの説明とともに、求職者からの質問に率直に答えていただくことにより、企業理解を深め応募ができます。

予約の方法やサービスの詳細は「ジョブカフェちば」のホームページをご覧ください。



【お問い合わせ先】

ジョブカフェちば

電話: 047-426-8471

千葉県船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階

開館時間: 平日 9:00~18:00 (17:00 受付終了)

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

デジタル分野などの社員教育に 人材開発支援助成金をご活用ください

国民の皆さまのアイデアをもとに「人への投資促進コース」を創設

「人への投資促進コース」の助成メニュー

IT分野未経験

ITやデジタル分野で即戦力となる人材を育成したい

情報技術分野（IT分野）認定実習併用職業訓練【新設】

IT分野未経験者を即戦力化するための訓練を実施する事業主への高率助成。

IT
未経験者
OK!

デジタル／成長分野

高度デジタル人材・高度人材を育成したい

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練【新設】

高度デジタル人材を育成するための訓練や、大学院での高度な訓練を行う事業主への高率助成。

サブスクリプション

オンラインの定額受け放題サービスで効率的に訓練を受けさせたい

定額制訓練【新設】

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成。

自発的能力開発

労働者の自発的な学び直しの費用を支援したい

自発的職業能力開発訓練【新設】

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成。

教育訓練休暇

労働者の自発的な学び直しのための時間を確保したい

長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度【拡充】

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成。

- ・「人への投資促進コース」の他にも、訓練対象者（正規雇用労働者や非正規雇用労働者）にあわせて、助成メニューをご用意しています。
- ・すべての訓練コースでオンライン（eラーニング）による訓練も対象としています。
- ・詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。お近くの労働局へお問い合わせください。

人材開発支援助成金 検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

【お問い合わせ先】

千葉労働局職業対策課 電話：043-441-5678